

法令遵守の徹底について

1 法令

- (1) 法令形式：介護保険法、同施行法、同施行令、同施行規則、大臣告示、局長・課長通知、保健医療・福祉関係法、労働関係法等
- (2) 指定基準：基本方針、人員基準、設備基準、運営基準
- (3) 指定・指定の更新が行われない場合（欠格事由）
- (4) 事業所への立入検査、改善の勧告・命令、指定の取消・効力停止

2 法令遵守の徹底（介護サービス事業者としての内部統制）

指定取消事件の検証 ①ルール違反、②内部統制の欠如

- (1) 事業の実施：法人（執行機関：理事会、取締役会等）、人員配置、施設・設備整備
 - ・事業主体（法人）の事業実施責任：最初の責任、最終の責任、
 - ・人員基準に基づく人員配置：資格者等の予定で雇用契約（資格取得の確認）
 - ・管理者の配属：事業遂行能力の有無：法令、事業に精通、組織統率能力、危機管理能力
 - ・（リスク例）
- (2) 指定事業所の運営：サービスの実施（記録、形式化、立証）
 - ・管理者は指定事業所の事業運営責任者：運営基準に基づきサービス実施
 - ・（リスク例）
- (3) 法人内部の監理：計画⇒実施⇒報告⇒チェック（内部監査の実施）
 - ・事業経営の内部統制：事業計画の作成、事業の実施、事業報告、内部・外部監査
 - ・（リスク例）

3 国の動き

(1) 介護給付適正化計画

① 介護給付適正化の必要性

ア 利用者に対する適切なサービスの確保

イ ルールに沿っていないサービス提供や法令等に基づかない報酬請求などを是正・排除することで不適切な給付の削減

② 介護給付の適正化

平成 19 年度都道府県は、各市町村の状況や意見を踏まえ今後の考え方や目標を定めた「介護給付適正化計画」の策定、平成 20 年度から本格的に介護給付適正化の実施

ア 要介護認定の適正化

イ ケアマネジメントの適切化（ケアプランチェック等）

ウ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（指導監査等）

(2) 介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告（平成 19 年 12 月 3 日）

① 介護サービス事業者による不正事案の再発防止

② 法令遵守等に係る体制の整備